

## 補強計画審査のために申請書に添付していただく補強計画関係書類等

### 1 現況の住宅についての図面等

#### (1) 現況の耐震計算書（精密診断）

- ① 建築士会の審査を受けている場合は、審査終了通知書を含む耐震診断関係書類一式
- ② 市町村の補助金を受けていない（受けない）場合は、耐震診断関係書類一式

#### (2) 現況の各階平面図（ソフトの平面図は不可）

- ① 間取り、耐力壁、既存筋かいの寸法と位置が記載されたもの

#### (3) 現況の写真（現況の耐震診断で撮影したもの）

- ① 外部4枚以上、内部4枚以上 床下（火打土台の確認を含む）・天井裏・屋根裏（火打梁、筋かい、金物の確認を含む）上記以外に劣化箇所の写真（撮影箇所のコメントを記入）

### 2 補強計画についての図面等

#### (1) 補強計算書

以下については、ソフト上での対応で可。

- ① 補強計画箇所ごとに補強方法を明示
- ② 柱頭、柱脚金物の種類（Ⅰ～Ⅳ）（一覧表でも可）と根拠
- ③ 既存の部材と新規の部材が分かるように表記する。

#### (2) 補強案の各階補強計画平面図（ソフトの平面図は不可）

- ① 既存筋かいの位置の記載
- ② 補強計画箇所の種類位置（番号などをつける）の記載  
（壁のどちら側からの補強なのか、筋かいによる補強なのか、面材による補強なのかが分かるように記号などを使用して分かりやすく表現する。）
- ③ 補強計画箇所の壁長
- ④ 屋根の軽量化を行う場合・・・屋根の施工面積が分かる図面と簡単な断面図  
（既存のまま、新規の部材の記載）

#### (3) 特別な製品（金物、ボード）を使用する場合は、その製品のカタログなど （診断基準の標準例に記載のないもの）

### 3 提出書類と編綴順

※以下を順に編綴の上、②～⑧には必ず通しでページを付けること。

- (1) 木造住宅等耐震改修の補強計画補助申請に係る事前確認事項（様式1）
- (2) 付近の見取り図
- (3) 耐震診断及び補強計画の概要と方針(様式2)
- (4) 現況耐震診断書(精密診断)の写し(現況調査時の写真を含む)
- (5) (公社)大分県建築士会発行の耐震診断書類（診断書）審査終了通知書(現況)
- (6) 耐震補強計画書(計算書)及び補強箇所を確認できる写真
- (7) 現況平面図及び補強計画の内容を示す平面図（図面には寸法を記入）、その他の図書
- (8) 増築部分がある場合は増築部(増築年、面積、位置)が分かる書類  
(書類、必要図面、記載方法、綴り方、ページの付け方等は、HPの例を参考にしてください)

## 4 その他

- (1) 申請にあたり「審査申請書」をメールにて送信し、その後「補強計画関係書類(前記3の提出書類)」をPDFにして、E-mail：[oitarch@marble.ocn.ne.jp](mailto:oitarch@marble.ocn.ne.jp)宛にファイル転送サービス **(BizFile 便、GigaFile 便、データ便、おくりん坊等を利用し、3記載の提出書類を1つのPDFにして)** 送信してください。

※注意①：①～⑧の書類を順に結合して1つのPDFにし、ページを入れてください。

(各項目のデータを1つのフォルダに入れるということではありません。)

- ②：PDFの結合およびページの記載には、DocuWorks やフリーソフト(CubeICE等)がありますが、これらを推奨するものではありません。なお、フリーソフトをご利用の場合、自己責任でご利用ください。

- (2) 審査にあたり疑義が生じた場合、(一社)大分県建築士事務所協会事務局を通じ確認のための連絡、また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
- (3) 補強関係書類に修正等が生じた場合、修正後の補強関係書類(前記3記載の提出書類すべて)を再度PDFにして前記①のアドレスに送信してください。

**修正後の書類は、修正部分のみではなく3記載の提出書類に追加された書類も含め(ページを付けたもの)を、一括送付していただくこととなりますので、ご注意ください。**

なお、**指摘事項・回答書はExcelのままお送りください。**

- (4) 審査の期間については、提出された個々の「補強計画関係書類」の内容により審査の期間が異なります。また、申請が集中する場合がありますので期間には3週間以上の余裕を持って申請をお願いいたします。
- (5) 申請にあたっての添付書類につきましては、状況により変更されることがありますので、当協会ホームページにて最新のものをご確認ください。
- (6) 審査が終了し、審査終了通知書の交付には、修正された最終の補強関係書類(前記3記載の提出書類と追加で提出した書類の全て、指摘事項・回答書)を2部提出してください。(1部を審査終了通知書とともに交付いたします。)

前記、**3記載の書類(最終修正されたもの)を正しく編綴して提出してください。**

- (7) 審査費用は、12,000円です。審査は、審査申請書,データ受理,費用納金確認後に開始されます。なお、「同じような指摘を受け修正できていない」、「当初の補強計画に大幅な変更が生じた」場合など、審査の回数、内容変更等の状況により審査を継続することが困難であると判断した場合には、審査を中断して、再申請をお願いすることもあります。

この場合、再審査のための費用(8,000円)が必要となりますのであらかじめご承諾ください。

また、審査終了通知書の交付後、補強計画に変更が生じ、再度審査が必要となった場合にも再審査のための費用(8,000円)が必要になります。

- (8) 本年度から耐震診断で市町村の補助金を使わず、補強計画審査を申請することが可能になりました。この場合の費用は、耐震診断(5,500円)と補強計画(12,000円)の合計額(17,500円)になります。